

## 2 用語の説明

### ○ 身体障害者

本報告書においては、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた者で調査基準日現在 18 歳以上の者を身体障害者と表示した。

### ○ 知的障害者

本報告書においては、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、愛の手帳の交付を受けた者で調査基準日現在 18 歳以上の者を知的障害者と表示した。

### ○ 精神障害者

本報告書においては、精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で調査基準日現在 18 歳以上の者を精神障害者と表示した。

### ○ 難病患者

本報告書においては、障害者総合支援法における難病等の範囲のうち、現段階で東京都においてデータ情報を保有している医療費等助成制度の対象である 70 疾患と、東京都が単独で難病医療費助成を行っている 9 疾病において助成を受けている者で調査基準日現在 18 歳以上の者を難病患者と表示した。

### ○ 身体障害者手帳

身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として交付されている。手帳の等級には 1 級から 6 級までがあり、各等級は指数化され、2 つ以上の重複障害のある場合は、重複する障害の合計指数により決定される。肢体不自由の 7 級の障害一つのみでは、手帳は交付されない。

### ○ 愛の手帳

知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けている。手帳の程度は 1 度（最重度）から 4 度（軽度）までに分類されている。

なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。

### ○ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた人に対し各方面の協力を得て各種の支援を講じやすくし、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されている。

手帳の程度は 1 級から 3 級に分類されている。

○ 戦傷病者手帳

旧軍人・軍属及びその他特定の準軍属などで公務上の傷病により帰還後もなお障害を残している人に対して交付される手帳。

○ 身体障害の種類

身体障害者手帳に記載されている障害の種類により、次の9種類に分類した。

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚障害
- (3) 平衡機能障害
- (4) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害
- (5) 肢体不自由（上肢）
- (6) 肢体不自由（下肢）
- (7) 肢体不自由（体幹）
- (8) 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害）
- (9) 内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害）

○ 難病患者の系統別分類

本報告書においては、難病について、次の3つの系統に分類し、表示した。

1 神経系

病的変化が主に脳や脊髄などの中枢神経に現れる疾患

2 膠原系

膠原病は、結合組織病とも言われ、人体を構成する様々な臓器器官を支持する結合組織に自己免疫機序により炎症を起こす疾患の総称である。

結合組織は、繊維成分が主体であり、皮膚や関節、臓器間の様々な間質組織が、この結合組織によって構成されているので、膠原病は全身性に様々な障害を生じる。

3 その他

病的変化が主に特定の内臓（肝臓・腎臓・腸など）に限局して現れる疾患、又は上記1と2に当てはまらない疾患。

○ 住居の種類

1 持家

調査対象者又はその家族が所有する住宅をいう。

2 福祉ホーム

障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供し、障害者の地域生活を支援する施設をいう。

3 グループホーム（共同生活援助）

地域で共同生活を行うのに支障のない障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設をいう。

4 ケアホーム（共同生活介護）

障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、就労先や関係機関との連絡等の日常生活上の支援を行う施設をいう。

5 重度身体障害者グループホーム

身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある重度身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室、その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供し、障害者の地域生活を支援する施設をいう。

○ 障害者施設及びその他の施設等

1 障害者支援施設

障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う施設をいう。

2 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所して生活する施設をいう。

3 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所して利用する施設をいう。

4 救護施設

生活保護法の規定に基づき設置される保護施設の 1 つ。身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分ひとりでは生活することが困難な要保護者を入所させて保護をしている施設をいう。

5 更生施設

生活保護法の規定に基づき設置される保護施設の 1 つ。身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みがある者を入所させて保護している施設をいう。

6 宿泊提供施設

生活保護法の規定に基づき設置される保護施設の 1 つ。住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設をいう。家族用と単身者用がある。

○ 医療費助成

1 心身障害者医療費助成【都制度】

国民健康保険の被保険者及び健康保険など各種医療保険の被保険者又は被扶養者で、身体障害者手帳1級・2級の人（内部障害者は3級の人も含む。）、愛の手帳1度・2度の人を対象として医療費助成を行う制度をいう。

2 自立支援医療（更生医療）【国制度】

身体障害者手帳を持っている18歳以上の人を対象として、障害の除去又は軽減が見込まれるなど当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する制度をいう。

3 自立支援医療（精神通院医療）【国制度・都制度】

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人を対象として、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する制度をいう。

4 難病医療費等助成【国制度・都制度】

都内に住所がある人で、指定されている難病にかかっている人を対象として、診療や薬剤の支給、介護保険の医療系サービスを受けた場合に自己負担する費用の全部または一部を助成する制度をいう。

○ 仕事の種類

1 正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている人

2 会社等の役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事（長）・監事、公団や事業団の総裁・理事（長）・監事などの役員

3 非正規の職員・従業員（パート・アルバイト・日雇い等（契約職員・派遣職員を含む））

雇用契約を結んで就労している一般職員、正社員以外の人

○ 収入の種類

1 賃金・給料

勤め先から支払いを受けた給料、賃金、賞与の合計額のこと。この中には税金や社会保険料を含む。

2 事業所得

事業の総収入金額（売上金額等）から必要経費（売上原価等）を差し引いた金額。

3 手当

法律又は条例に基づく各種公的手当のこと。

4 雇用保険

求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付等のこと。

5 保険金・補償金

公的医療保険からの傷病手当金・出産手当金、労働者災害補償保険法による各種保険給付等のこと。

○ 障害者総合支援法による障害福祉サービス（介護給付）

1 居宅介護（ホームヘルプ）

障害者（児）の居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護や、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行う。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害者に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護や、調理、洗濯及び掃除などの家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談・助言等の他の生活全般にわたる援助を総合的に行う。

3 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆、代読を含む）するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行う。

4 行動援護

自己判断能力が制限されている障害者（児）が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事の介護等、行動する際に必要な援助を行う。

5 重度障害者等包括支援

常時介護を要し、介護の必要性がとて高い障害者（児）に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行う。

6 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等、一時的に自宅での生活に支障がある障害者（児）に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

7 生活介護

常時介護を必要とする障害者に、施設で日中、入浴、排せつ及び食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等の提供する。

8 共同生活介護（ケアホーム）

障害者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就

労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。

○ 障害者総合支援法による障害福祉サービス（訓練等給付）

1 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等の支援を行う。

2 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に  
応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

3 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、生産活動の機  
会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

4 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を行うのに支障のない障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居  
で、相談や日常生活上の援助を行う。

○ 障害者総合支援法による地域生活支援事業

1 相談支援事業

障害者（児）やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。また、  
協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

2 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障が  
ある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行う。

3 日常生活用具給付等事業

重度障害のある障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又  
は貸与を行う。

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）に、外出のための支援を行う。



## 5 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

### ○ 補装具費の支給

障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図るために、障害児については、将来社会人として独立自活するための素地の育成・助長のため、補装具（義肢、装具、車いす等）費の支給（購入又は修理）を行う。

### ○ 介護保険制度によるサービス

#### 1 ホームヘルプサービス（訪問介護）

介護福祉士やホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行う。

#### 2 訪問入浴介護

看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行う。

#### 3 訪問看護

病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

#### 4 訪問リハビリテーション

病院、診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

#### 5 デイサービス（通所介護）

老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴（浴室がある施設のみ）の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態等の確認等、日常生活上の世話と機能訓練を行う

利用者の心身機能の維持と共に、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

6 デイケア（通所リハビリテーション）

介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われる。

7 ショートステイ（短期入所生活介護）

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供される。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用する。